

島田和夫教授退任記念号の発刊に寄せて

島田和夫教授は、2015年3月に定年退職されました。先生は、1980年4月に経済学部助教授として着任され、以来35年間、本学経済学部、現代法学部において、教育・研究双方において寄与をされてこられました。とりわけ2000年の現代法学部および2004年の現代法学研究科の創立および発展に関して中心的役割を果たしてこられました。

島田先生は、1968年に中央大学法学部を卒業後、東京都立大学大学院社会科学研究科修士課程を修了され、同大学助手、富山大学経営短期大学部助教授を経て、本学に着任されました。本学では、商法、消費者法を担当されてきました。

商法とともにフランス法研究が先生の研究の出発点となっています。『1791年憲法の資料的研究』（共著、東大社会科学研究所、1972年）がその現れです。「フランスにおける消費者信用法制の変容」塩田親文・長尾治助編『消費者金融の比較法的研究』（有斐閣、1984年）などをはじめとして先生の研究生活における中心的テーマは消費者法です。同時にその外延である訴訟救助、個人情報保護、福祉サービスなど、幅広い領域について論文を出されています。

このように先生は1970年代初頭の消費者法黎明期に研究者として出発し、消費者法の創設に多大な寄与をされ、多くの業績を出されています。先生は、法律解釈学やフランス法の紹介・分析だけではなく、国や自治体の審議会から消費者団体や事業者団体まで、多様な場で役割を果たされながら、その中で問題を分析し、法的課題を抽出し、解決の手法を提示しつつ私法一般から消費者法という新たな分野を確立させることに寄与されてきました。例えば、「高齢社会の自治体消費者行政」『日本社会と市民法学・清水誠先生追悼論集』（日本評論社、2013年）にその一端を見ることが出来ます。

ここに挙げたように、社会的な活動は多方面にわたっていますが、特に東京都の消費生活対策審議会では、数年に亘って会長職を歴任されました。同時に大学でも、経済学部長、現代法学部長と2度の学部長職に携われ、他の全学レベルの委員長職も多数こなされてきました。このように、学内外共に激職の中、教育

には大変熱心で、ゼミの卒業生は多方面で活躍しています。

退職されて、ようやく自由な時間が十分にとれるようになって、ますます研究活動に、社会活動に活躍されることを心より祈念いたします。

2015年11月

現代法学部長 礒野 弥生